

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アサヒグループホールディングス株式会社	コード	2502
提出日	2022/2/24	異動（予定）日	2022/3/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	クリスティーナ・アメージャン	社外取締役	○														○		有
2	佐々江 賢一郎	社外取締役	○														○	新任	有
3	大橋 徹二	社外取締役	○														○	新任	有
4	早稲田 祐美子	社外監査役	○														○		有
5	川上 豊	社外監査役	○														○		有
6	大八木 成男	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当状況なし。	<p><社外取締役として選任した理由> クリスティーナ・アメージャン氏は、2019年に当社社外取締役に就任し、大学教授及びコーポレート・ガバナンスや組織文化の専門家としての豊富な経験を活かした積極的な意見・提言を通じて、業務執行を適切に監督しております。特に、環境・社会・ガバナンスの全般にわたるESGやサステナビリティと経営の統合、DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）、組織文化などの観点から、同氏の経験と見識に裏付けられた意見・提言を通じ、当社取締役会の実効性向上に貢献するとともに、報酬委員会委員として、役員報酬制度の妥当性及び有効性の検証、制度の運用について、公正で透明な決定に貢献しています。</p> <p>また、同氏は、コーポレート・ガバナンスや組織文化の研究、複数企業の社外取締役としての経験を通じ、当社社外取締役に必要な見識・専門性・能力を高い水準で有しております。</p> <p>以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、主に、グローバルな組織文化などの専門家の視点での監督機能を担う、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、社外取締役として選任しました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役及び社外監査役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
2	佐々江賢一郎氏は、現在公益財団法人日本国際問題研究所の理事長を務めています。当社グループは、同研究所との間に取引がありますが、直近事業年度における取引額は当社及び対象企業の連結売上収益又は経常収益の1%未満と僅少であるため、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はございません。	<p><社外取締役として選任した理由> 佐々江賢一郎氏は、外務官僚として外務事務次官、在アメリカ合衆国駐劄特命全権大使などの要職を歴任し、現在は公益財団法人日本国際問題研究所の理事長及び日本を代表する複数企業の社外取締役を務めております。特に、国際情勢が複雑化する中において、様々な外交課題において成果を上げるなど、外務官僚としての豊富な経験を有しております。</p> <p>また、同氏は、これまでの経験を通じ、当社社外取締役に必要な見識・専門性・能力を十分に有しており、特に人材マネジメントに関する見識・専門性、国際政治・経済に関する豊富な知識と実務経験を活かしたグローバル経営力及びサステナビリティ経営思考、非連続成長推進力を高い水準で有しております。</p> <p>以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、社外取締役として選任しました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役及び社外監査役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>

3	<p>大橋徹二氏は、現在株式会社小松製作所の代表取締役会長として業務執行者を務めています。当社グループは、同社グループとの間に取引がありますが、直近事業年度における取引額は、当社及び対象企業の連結売上収益又は連結売上高の1%未満と僅少であるため、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はございません。</p>	<p><社外取締役として選任した理由> 大橋徹二氏は、グローバル企業の社長・会長を務めるなど、長年にわたりグローバル経営を担い、現在は日本を代表する複数企業の社外取締役を務めております。特に、株式会社小松製作所では生産部門での要職や米国の統括子会社社長を歴任し、建設現場のデジタル化を進めるなど、長期展望を見据えた社業のイノベーションによる成長を推進してきました。 また、同氏は、これまでの経験を通じ、当社社外取締役に必要な見識・専門性・能力を十分に有しており、特にグローバル視点でのガバナンスに関する見識・専門性、グローバル企業での経験を活かしたグローバル経営力及びサステナビリティ経営思考、非連続成長推進力を高い水準で有しております。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力を持った取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、社外取締役として選任しました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役及び社外監査役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
4	<p>該当状況なし。</p>	<p><社外監査役として選任した理由> 早稲田祐美子氏は、弁護士としての長年の活動を通じ、当社監査役に必要な企業法務に関する専門的な知識、法令等の観点から経営を監査できる高い見識を有しております。また、社外監査役として、当社監査役会での積極的な意見・提言を通じ、当社取締役の職務を適切に監査いただいているとともに、報酬委員会委員として、当社取締役報酬の公正で透明な決定に貢献いただいております。 以上のことから、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社が持続的な成長と中長期の企業価値向上を目指すに当たり、当社監査役会の機能強化に必要な人材であると判断し、社外監査役として選任しました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役及び社外監査役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
5	<p>該当状況なし。</p>	<p><社外監査役として選任した理由> 川上豊氏は、グローバル企業の会計監査に精通した経験豊富な公認会計士としての長年の活動を通じ、当社監査役に必要な会計に関する専門的な知識、国内・海外での豊富な監査経験から来る経営を監査するための高い見識を有しております。また、社外監査役として、当社監査役会での積極的な意見・提言を通じ、当社取締役の職務を適切に監査いただいております。 以上のことから、当社が持続的な成長と中長期の企業価値向上を目指すに当たり、当社監査役会の機能強化に必要な人材であると判断し、社外監査役として選任しました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役及び社外監査役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
6	<p>該当状況なし。</p>	<p><社外監査役として選任した理由> 大八木成男氏は、グローバル企業の社長・会長を務めるなど、グローバルに事業を展開する企業経営における幅広い経験と優れた見識を有しております。特に、日本を代表する数々の企業において社外取締役・社外監査役として経営全般に対し、潜在的なリスクを分析し、客観的かつ論理的な新たな視点による事業発展の可能性を検証するなど実践的な観点からの助言、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。 同氏には、社外監査役として、企業経営に関する知見や経験を基に、客観的な立場から取締役会及び監査役会での、積極的な意見・提言を行っていただくこと並びに国内グループ会社の監査の状況や海外グループ会社の監査委員会等の活動をレビューすることなどにより、内部統制システムを始めとする当社取締役の職務の執行を適切に監査する役割を果たすことが期待されます。 以上のことから、当社が持続的な成長と中長期の企業価値向上を目指すに当たり、当社監査役会の機能強化に必要な人材であると判断し、社外監査役として選任しました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役及び社外監査役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>

4. 補足説明

「社外取締役及び社外監査役の独立性の基準」

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）の独立性を客観的に判断するため、以下のとおり社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が以下のいずれかの項目に該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないとみなす。

1. 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者※1又は過去において業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者※2（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）
3. 当社グループの主要な取引先である者※3（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※4を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
6. 当社グループの主要株主※5（当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者）
7. 当社グループが主要株主である法人の業務執行者
8. 社外役員の相互就任の関係※6にある他の会社の業務執行者
9. 当社グループから多額の寄附※7を受けている者（当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者）
10. 上記第1項から第9項までのいずれかに該当する者（第1項を除き、重要な者※8に限る。）の近親者※9
11. 過去10年間において、上記第2項から第10項までのいずれかに該当していた者
12. 当社が定める社外役員としての在任年数※10を超える者
13. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者

- ※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含むが、監査役は含まれない。
- ※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における取引額が、当該事業年度における当該取引先グループの連結売上高の2%以上の者をいう。
- ※3 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における取引額が、当社の連結売上収益の2%以上の者又は直近事業年度末における当社の連結資産合計の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
- ※4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%以上の金銭その他の財産上の利益をいう。）。
- ※5 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又は保有する法人をいう。
- ※6 社外役員の相互就任の関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
- ※7 多額の寄附とは、直近事業年度における、年間1,000万円以上の寄附をいう。
- ※8 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の業務執行者並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、弁護士法人又は法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員及び理事等の役員、その他の同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- ※9 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
- ※10 当社が定める社外役員としての在任年数とは、取締役は10年、監査役は12年をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。